

優良産廃処理業者認定制度を 活用して、 産業廃棄物の 適正な処理を 進めましょう!

優良産廃処理業者認定制度

とは

通常の許可基準よりも
厳しい基準をクリアした
優良な産廃処理業者を、
都道府県・政令市が
審査して認定する
制度です。



優良認定業者の特長

都道府県・政令市から「優良認定業者」として認定された産廃処理業者は、通常の許可基準よりも厳しい以下の基準をクリアしています。

1 実績と遵法性

5年以上の産業廃棄物処理業を営んでいる実績があります。
また、過去5年以内に廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく、遵法性の高い産廃処理業者と言えます。



2 事業の透明性

会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、産業廃棄物の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。



3 環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。



4 電子マニフェスト

事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。



5 財務体質の健全性

通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。



優良認定業者の
情報はこちらから

優良産廃処理業者ナビゲーションシステム

優良さんぱいナビ

<https://www3.sanpainet.or.jp/>



なぜ優良認定業者へ処理委託することが推奨されるのでしょうか？

産業廃棄物の処理委託に際してのリスクマネジメントとして

- ▶ 事業者には、自らの産業廃棄物を適正に処理する責任があり、この責任は、**産廃処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。**
- ▶ したがって、処理委託後も最終処分が終了するまで、産業廃棄物の適正処理の確保のための措置を講じなければならず、**この注意義務が果たされていない場合、行政により産業廃棄物の撤去命令を受ける可能性**があります。そうなれば、**多額の撤去費用を負担**することになったり、**社会的信用の失墜**につながりかねません。
現に、産業廃棄物の撤去を命じられ、多額の撤去費用を負担した事業者もいます。**産業廃棄物が最後まで適正に処理されることの担保**は、事業者にとって、**決して他人事では済まない**のです。



産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保

- ▶ したがって、委託先の産廃処理業者を**処理料金の安さだけで安易に選定せず、その産廃処理業者が信頼に値するかどうかを、自身の責任で見極める必要**があります。
- ▶ 優良認定業者は、遵法性や事業の透明性が高く、**信頼できる産廃処理業者**であるといえます。
- ▶ また、優良認定業者が本制度に基づいて公表している、産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を十分に比較・吟味した上で、委託先を選定した場合、上記の**注意義務が果たされていることを示す一つの要素**として考慮されます。



産業廃棄物の処理委託の状況をアピール

- ▶ 産業廃棄物の処理を産廃処理業者に委託する際に、積極的に優良認定業者を選択していることは、**環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイント**になります。
- ▶ 平成22年の廃棄物処理法改正により、多量に産業廃棄物を排出する事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。計画・報告書は公表されることから、**優良認定業者への委託を積極的に行う**ことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。



産業廃棄物の適正処理に向けた業務の合理的改善

- ▶ 優良認定業者との取引が増えることで、「**静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例**」に基づく**実施確認義務が免除**されたり、**電子マニフェストシステム**を利用することにより**事務の効率化**が図られるなどの、業務の合理的改善などが期待できます。



お問い合わせ先

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

TEL.054-221-2423